

2019年度 千葉大学学部学生留学支援奨学金制度募集要項

1. 概要

本学の学部（国際教養学部を除く）に在学する日本人学生または特別永住者、永住者、定住者の在留資格を持つ一般外国人学生（※）で、経済的理由により自費のみでの留学が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる者に対し、以下のとおり奨学金を支給する。

（※特別聴講学生、科目等履修生、専攻生、研究生及び委託研究生を除く。以下同じ）

	採用予定数		金額	留学期間
	第Ⅰ期	第Ⅱ期		
①特待奨学金	2名	若干名	¥300,000	8週間以上1年未満
②奨励奨学金	8名	若干名	¥100,000	8日間以上1年未満

なお、本プログラムは、千葉大学 SEEDS 基金*から支援を受けています。

* 千葉大学 SEEDS 基金

千葉大学 SEEDS 基金は、千葉大学の教職員、卒業生、趣旨に賛同いただいた篤志家や県内外の企業などから、本学の教育研究環境の整備、国際交流事業の推進等のために拠出いただいているものです。

千葉大学 SEEDS 基金ホームページ <http://kikin.chiba-u.ac.jp/>

2. 応募資格及び採用条件

【応募資格】 以下の全てに該当すること

- 本学の学部（国際教養学部を除く）に正規生として在学する日本人学生、または特別永住者、永住者、定住者の在留資格を持つ一般外国人学生。
- 2019年4月1日～2020年3月31日に開始する、特待奨学金は8週間以上1年未満、奨励奨学金は8日間以上1年未満の留学を計画している者。（2019年度内に実施したものに限り、すでに終了した留学を含む。留学期間に出国・渡航及び帰国に要する期間は含まない。）
- 過去に本制度による奨学金を受けていない者。

※第Ⅰ期で不採択となった者が、同一と認められる内容で第Ⅱ期に申請することはできない。

【採用条件】 以下の全てに該当すること

- 目的が明確であり、留学により申請者の学業の進展が期待できる者。
- 経済的理由により、自費のみでの留学が困難と認められる者。
- 学業成績が優秀と認められる者。（学部1年次は入学試験の成績で判定、学部2年次以上は直近1年間のGPAが2.30以上とする）
- 採用された場合、留学後に留学報告書（様式4）を提出し、その他留学報告会での発表やレポート提出等ができる者。

3. 申請区分

① 特待奨学金（30万円）	留学期間が8週間以上1年未満
② 奨励奨学金（10万円）	留学期間が8日間以上1年未満

- ①, ②の併願可。
- 留学期間に出国・渡航及び帰国に要する期間は含まない。

4. 申請方法

本制度による奨学金の受給を希望する学生は、**5. 申請期間**に記載する期間内に、『留学情報管理システム』にてWEB申請を行い、申請書をプリントアウトして、所属学部の学務担当係に次の書類と併せて提出する。

- 留学計画書（様式1）
- 家計基準確認書（様式2）
- 千葉大学の派遣プログラム以外で留学を計画する場合は、受入許可が確認できる書類の写し

『留学情報管理システム』WEB申請
留学申請入力URL： <https://jmrywebsrv.jm.chiba-u.jp/abcuapp/index.php>
 ※学内端末からアクセスしてください。（学外からはアクセスできません。）
 ※顔写真は必要ありませんが、確認事項入力画面では を入力してください。
 ※必ず申請書をプリントアウトして、提出してください。

なお、既に留学中の者等で、学内端末の利用ができず『留学情報管理システム』にアクセスできない者や、一度登録した情報を修正したい者は、下記の書類を併せて提出する。

- 申請書（WEB申請ができない者用）（様式3）

5. 申請期間

	申請期間	対象となる留学期間
第Ⅰ期	2019年 5月 1日（水）～ 5月31日（金）	2019年4月1日～2020年3月31日 に開始するもの
第Ⅱ期	2019年10月15日（火）～11月14日（木）	

- 留学期間に出国・渡航及び帰国に要する期間は含まない。
- 期間外の申請は一切認めない。

6. 結果通知および奨学金支給予定日

選考結果は、第Ⅰ期は2019年7月頃、第Ⅱ期は2020年1月頃に所属学部の学務担当係を通して通知する。

また、奨学金の支給は選考結果通知の翌月25日（休祝日の場合は前後の平日）を予定。

7. 採用の取り消し

理由の如何を問わず、年度内に留学を開始することができなくなった場合には、採用は取り消しとなり、奨学金の全額を返納するものとする。

ただし、自然災害やテロ等、本人の事情によらない留学中止の場合に限り、新たな留学計画を提出し、年度内に留学を開始することができれば、採用を継続する。

8. その他

- ・審査の過程で必要に応じて証明書類等の追加提出を求められることがある。
- ・本奨学金申請時に、既にトビタテ！留学 JAPAN 奨学金に申請済みの者、もしくは学部卒業までの期間に本申請とは異なる次回の留学を計画しており、その際にトビタテ！留学 JAPAN 奨学金に申請する予定がある者を優先的に支援する。
- ・特待奨学金に該当する者がいない場合は、その枠を奨励奨学金に充てる場合がある。
- ・本奨学金は他の奨学金との併給を妨げないが、併給不可の奨学金を受給している場合は、どちらかを辞退せざるを得ないこともあるので、事前に要項等を十分に確認し、不明な点があれば下記担当者へ事前に照会すること。なお、日本学生支援機構（JASSO）の『海外留学支援制度』による奨学金との併給については、下記を参考に各自確認のうえ、応募すること。

<p>【1】 複数の留学プログラムに参加し、どちらか一方でのみ本奨学金を申請した場合 併給可能</p> <p>例) 7月に海外留学支援制度による留学プログラムへの参加で月額8万円を1回受給し、9月に別の留学プログラムに参加し千葉大学学部学生留学支援奨学金を受給 ⇒ 併給できる</p>
<p>【2】 同一留学プログラムの、異なる期間に対する本奨学金を申請した場合 併給可能</p> <p>例) 7月～8月の2か月は海外留学支援制度による奨学金月額8万円を受給し、9月は千葉大学学部学生留学支援奨学金を受給する ⇒ 併給できる</p>
<p>【3】 同一留学プログラムの、同一期間に対する奨学金申請は、下記の計算式に当てはまれば併給可能</p> $\text{JASSO 海外留学支援制度 奨学金支給月額} \geq \frac{\text{千葉大学学部学生留学支援奨学金 支給金額}}{\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金 支給回数}}$
<p>例1) 併給できない例（両方採用となった場合どちらかを辞退）</p> <p>JASSO 海外留学支援制度で、月額8万円の奨学金を、1回だけ受給する場合</p> $\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金支給月額} < \frac{\text{千葉大学学部学生留学支援奨学金 支給金額}}{\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金 支給回数}}$ <p style="text-align: center;">80,000円 < $\frac{100,000\text{円}}{1\text{回}}$</p>
<p>例2) 併給できる例</p> <p>JASSO 海外留学支援制度で、月額8万円の奨学金を、3回受給する場合</p> $\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金支給月額} > \frac{\text{千葉大学学部学生留学支援奨学金 支給金額}}{\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金 支給回数}}$ <p style="text-align: center;">80,000円 > $\frac{100,000\text{円}}{3\text{回}}$</p>
<p>例3) 併給できる例</p> <p>JASSO 海外留学支援制度で、月額10万円の奨学金を、1回以上受給する場合</p> $\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金支給月額} \geq \frac{\text{千葉大学学部学生留学支援奨学金 支給金額}}{\text{JASSO 海外留学支援制度奨学金 支給回数}}$ <p style="text-align: center;">100,000円 \geq $\frac{100,000\text{円}}{1\text{回以上}}$</p>

9. 問い合わせ先

千葉大学学務部留学生課 留学生交流推進係
 所 在：千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33 国際教育センター1階事務室
 T E L：043-290-2190 F A X：043-290-2198
 E-mail：dgd2197@office.chiba-u.jp